

第六次須恵町総合計画 基本構想

～まちづくりの心得書～



令和 2 年 3 月

は　じ　め　に

須恵町は、昭和46年に第一次須恵町総合計画を策定し、これまで五次にわたり総合計画を策定し、流動する社会情勢に対応したまちづくりを進めてきました。

町政の現状をみると、人口も緩やかに増加しており、財政状況は比較的安定した状態で推移しています。しかしながら、財政調整基金という一般家庭でいうところの貯金額が減少しており、地方債という借入金も多額であることから、このままでは5年後には財政調整基金が枯渇してしまう可能性があります。

急速な少子高齢化や近年の社会情勢の変化により、福祉・教育の充実や安心安全なまちづくりなど、求められる政策の実現には、健全な財政運営が求められます。そのためにも、行政内部の行財政改革の推進や、須恵町内外の企業・商工会との連携による経済の活性化が必要です。

また、地域・学校・家庭が一体となり、須恵町の未来を担う子どもたちが健全に育つことのできる環境を整えなければなりません。本町では小学校区を一つのエリアとした「校区コミュニティ政策」を地域課題の解決の核と位置づけ、町民の暮らしのがより豊かになるよう推進してまいります。

須恵町には、古き良き伝統を守りつつ、新しい地域づくりのため、町民と行政が共に汗をかく、全国に誇れる「須恵気質」が根付いています。これは、先人たちが残してきた宝です。これからも、この「宝」を大切にし、町民皆さまの思いをつなぎながら、「知恵を出し合い みんなでつくる 安心して住めるまち」の実現に努め、若者が住み続けたくなる魅力ある須恵町づくりに邁進していく所存でございます。この計画に対する皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました町議会、総合計画審議会委員の皆様に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

須恵町長 平松秀一

目 次

◇序 論

- 須恵町における総合計画の位置付けとは
- 総合計画運用の課題と展望
- 総合計画の構成と期間
- 法令上の位置づけ
- 策定体制
- 総合計画の進行管理
- 須恵町の現状と対策（須恵町カルテ）

◇基本ビジョン

- まちづくりの基本理念（考え方）
- 将来像
- 人口推計
- 大綱一覧

◇参考資料

- 総合計画条例
- 総合計画審議会委員名簿並びに策定経過
- 第六次須恵町総合計画 資問書・答申書

序論

- 須恵町における総合計画の位置付けとは
- 総合計画運用の課題と展望
- 総合計画の構成と期間
- 法令上の位置づけ
- 策定体制
- 総合計画の進行管理
- 須恵町の現状と対策（須恵町カルテ）

■須恵町における総合計画の位置付けとは

須恵町は、平成 23 年 3 月、まちづくりの基本理念や分野別施策を示した「第五次須恵町総合計画」を策定し、経営的視点に立った計画的なまちづくりを進めています。

昭和 46 年 3 月策定の「第一次須恵町総合計画」から「第四次須恵町総合計画」まではすべて 10 年間を単位とし、その時代に即した計画運営を進めてきましたが、めまぐるしく変化する現代の社会情勢に対応するため、第五次須恵町総合計画では、平成 23 年度を初年度とし、平成 27 年度までの 5 年間を「前期計画期間」、平成 28 年度から平成 32 年度の 5 年間を「後期計画期間」と定め、様々な分野で行政と町民が一体となって目標とするまちづくりの実現に努力してきた結果、産業の活性化、都市基盤の整備等町民生活の向上に一定の成果を上げることができました。

しかし、本町を取り巻く近年の社会環境は、少子化の進行による人口減少社会の到来、公共施設の老朽化、町民の価値観の多様化、情報化の急速な進展などによって大きく変化しています。また、平成 23 年の地方自治法の改正により、市町村が総合計画を自主的に、独自の視点で策定することが求められています。

そこで、本町は「須恵町総合計画条例」を制定し、総合計画を町の最上位計画と位置付け、町民・事業者・行政が協働してまちづくりを進めていくための基本指針として運用します。

■総合計画運用の課題と展望

【課題】

第五次総合計画は、基本構想、基本計画の 2 層構造からなり、実施計画については存在しておらず、各分野における諸計画や実施事業との関連性が薄く、問題点もありました。

①情勢変化に対応した戦略的な施策・事業展開が困難

現行総合計画の計画期間は、基本構想が 10 年、基本計画が 5 年と長く、計画期間中に計画策定時点で想定していなかった様々な情勢変化に対し、柔軟な対応が出来ない。

②町長の政策方針の反映が困難

現行総合計画の計画期間は町長任期（4 年）とは連動しておらず、策定時期も町長選挙の時期とは異なるため、町長の政策方針を総合計画に反映させることが難しい。

③総合計画と予算を連動させる仕組みの改善

総合計画と予算を連動させる仕組みが十分に機能しているとは言えず、計画実現に向けた資源配分が効果的になされるような仕組みづくりが必要である。

④総合計画及び行政評価・進行管理システムの形骸化

行政実務の執行が総合計画における目標達成に結びついていない現状である。よって、総合計画に基づく行政評価・進行管理システムを構築していく必要がある。

【展望】

これからの総合計画は、現行の総合計画の課題を踏まえるとともに、内外の環境の変化

に対応するための新たなビジョンを示す計画となることが求められます。よって、第六次須恵町総合計画は、以下の考え方に基づき策定しました。

①柔軟かつメリハリのある計画の策定

様々な状況変化や現代的な課題に柔軟に対応することが可能な計画とする。そのため、計画期間を見直し、また、重点事業を効果的かつ効率的に推進していくため、計画は単に多数の事業を羅列したものではなく、重点的な施策の明示を行うなどメリハリのある計画とする。

②本町の魅力度を高めるわかりやすい計画の策定

町内外に本町の魅力を発信し、住みたい、住み続けたいと思えるような、本町のまちづくりのビジョンを端的かつ的確にわかりやすく示した計画とする。

③実効性があり、かつ、効果的な行政評価の仕組みづくりにつながる計画の策定

総合計画が町長の政策方針と連動し、また、職員の業務執行の際の指針となり、常に意識・参照するよう、形骸化した計画ではなく実効性のある計画とする。また、目標や指標を整理し、事業効果を評価しやすい仕組みづくりが可能となる計画とする。

■総合計画の構成と期間

第六次須恵町総合計画は、「**基本構想**」「**実施計画**」の**2層構造**とします。

「**基本構想**」は、長期的視点に基づき、将来にわたって魅力ある持続可能なまちづくりを進めるための基本ビジョンとそれを達成するための政策大綱を明記したものとします。

また、「**実施計画**」は基本構想を実行するための具体的な事業計画とし、進捗状況の積み上げにより政策管理ができるものとします。

【**基本構想とは**】

「**基本構想**」は、長期的視点に基づき、将来にわたって魅力ある持続可能なまちづくりを進めるための大きな方針として位置付けます。ここには以下のもので表現します。

◇**基本ビジョン**

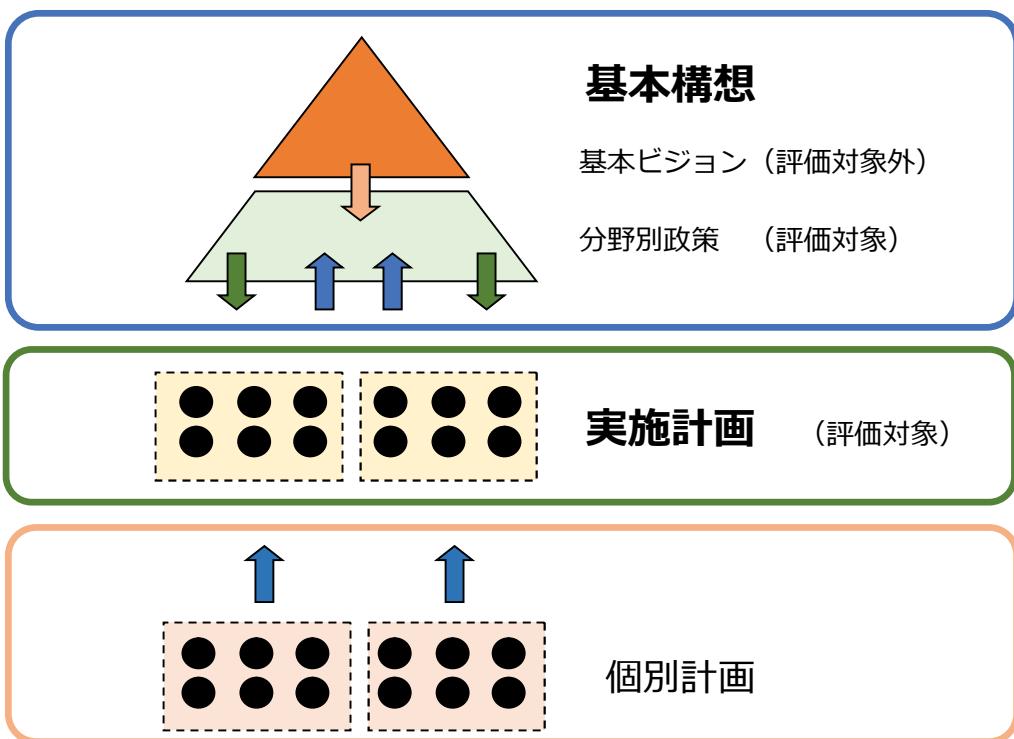
将来にわたって魅力ある持続可能なまちづくりを進める考え方

- ・「まちづくりの基本理念」・・・何を一番大事にしてまちづくりを行うのか
- ・「将来都市像」 基本理念に基づき、どのような都市をつくるのか
- ・「人口ビジョン」 人口の推移目標を設定

【**実施計画とは**】

基本ビジョンを実行するための具体的な事業計画を「**実施計画**」として策定します。

(計画と事業の関連図)



【計画期間】

今後の須恵町総合計画は、昨今の社会情勢を反映すること、さらには町長の政策を反映することを目指し、計画期間を4年間とします。ただし、第六次須恵町総合計画は町長任期と連動させることを考慮し、令和2年度から令和4年度まで（令和2年4月～令和5年3月）の3年間とします。前計画の計画期間を前倒しする形となるため、前計画を考慮し、計画を策定します。

■ 法令上の位置づけ

総合計画は、将来の中長期的な行財政運営の基本的な方針を定めるものとして、また、町民・事業者・行政が協働してまちづくりを進めていくための基本指針として、本町の最上位の行政計画として位置付けるため、「須恵町総合計画策定条例」に基づき策定します。総合計画における「基本構想」は、策定・変更又は廃止する場合においては、地方自治法改正前と同様、議会の議決を必要とすることとし、「実施計画」は、事業実施と予算が連動していることから議決事項とせず、毎年度議会において審議されるものとします。

■ 策定体制

総合計画は、町政全般にわたる行政計画であるため、庁内横断的な検討組織として「次期総合計画策定委員会」及び「次期総合計画検討会議」を設置し、計画内容について検討を行います。策定委員会は、副町長及び課長級職員により構成するものとし、検討会議は、策定委員会の下部機関として位置付け、関係課長補佐レベルの職員により構成するものとします。

なお、上記府内組織で計画した内容については、外部委員により構成される機関として、「須恵町総合計画策定条例」に基づき、須恵町総合計画審議会を設置し、総合計画の内容について議論・検討を行い、町長の諮問に応じて、答申を行うこととします。

■総合計画の進行管理

本町におけるまちづくりの最上位計画である総合計画を中心としたP D C Aマネジメントサイクルを実現するため、実施計画を軸とした進行管理を行います。

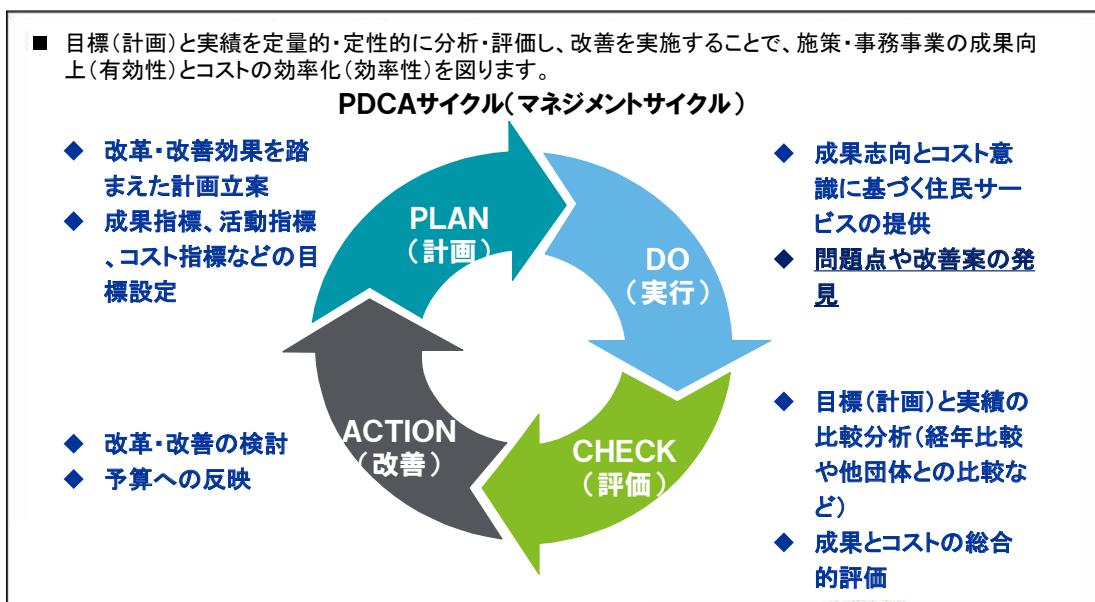
①事業目標の設定

総合計画に掲げた理念や施策を効果的に実現するため、実施計画に掲げる各事業に目標値を設定し、進捗管理の指標とします。

②施策評価及び事務事業評価

「実施計画」に位置付けられた事業について、行政評価制度に基づき評価を実施します。総合計画に掲げる大綱、実施計画に掲げる政策については、事業評価の積み上げにより進捗を管理します。

(総合計画を中心としたP D C Aマネジメントサイクル概念図)



■須恵町の現状と対策（須恵町カルテ）

須恵町の現状について、各種統計データを元に分析したカルテ（診断書）を作成しています。カルテに基づき、処方すべき事柄を「対応策」（処方）として表記しています。なお、対応策に係る具体的な政策方針及び実施事業については実施計画をご参照ください。

■人口・地域

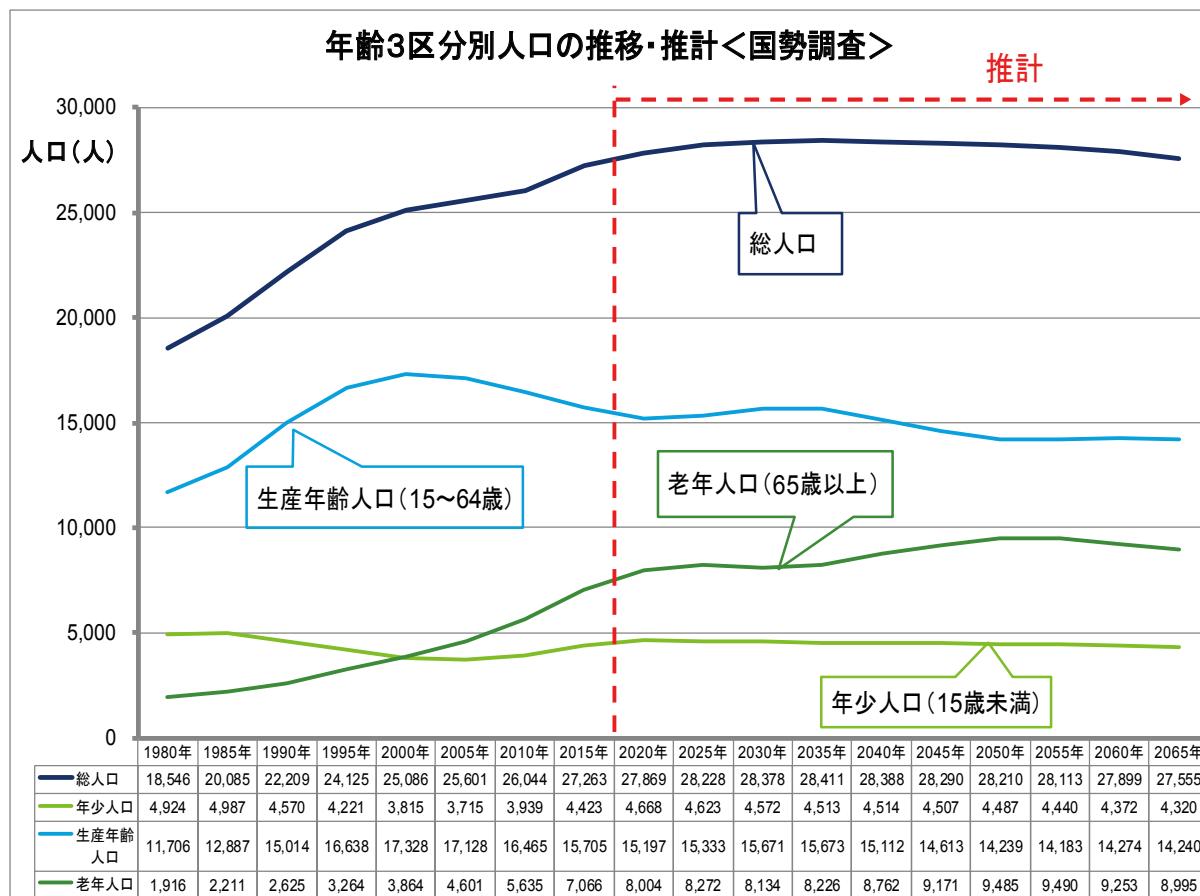
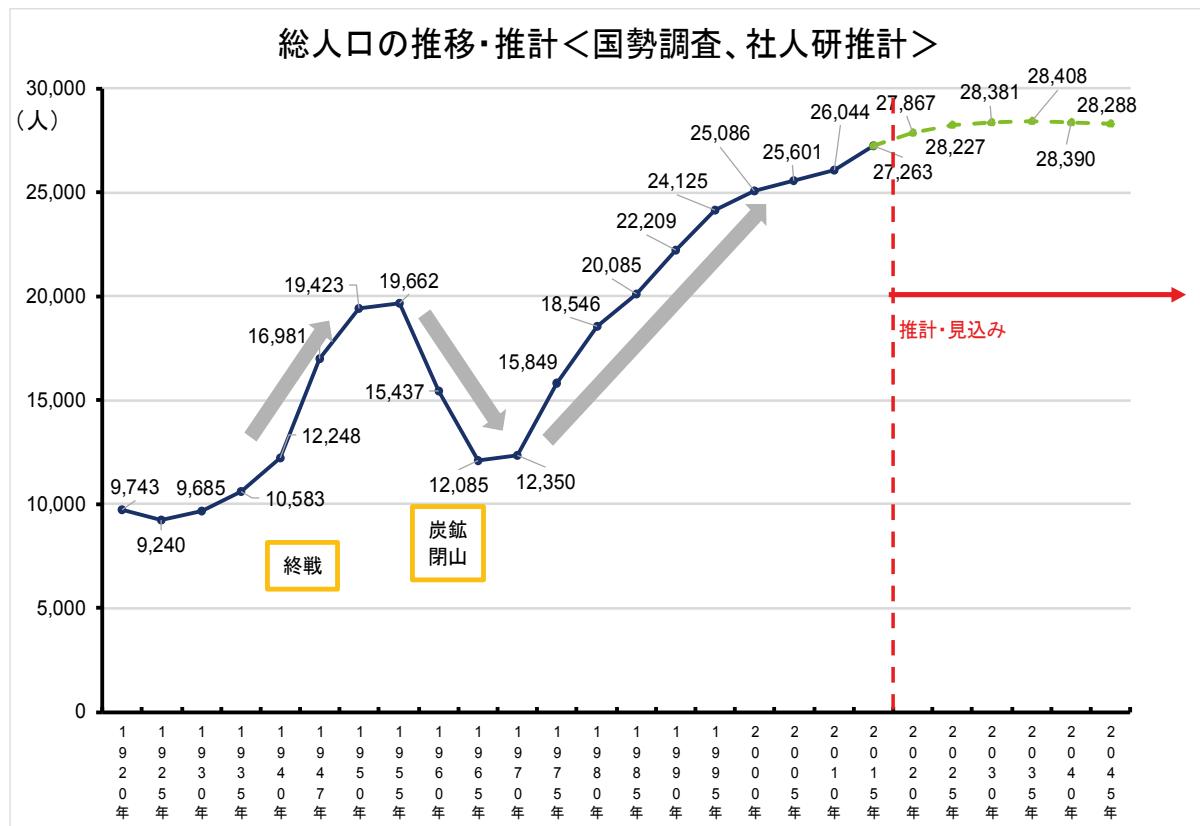
【総論】

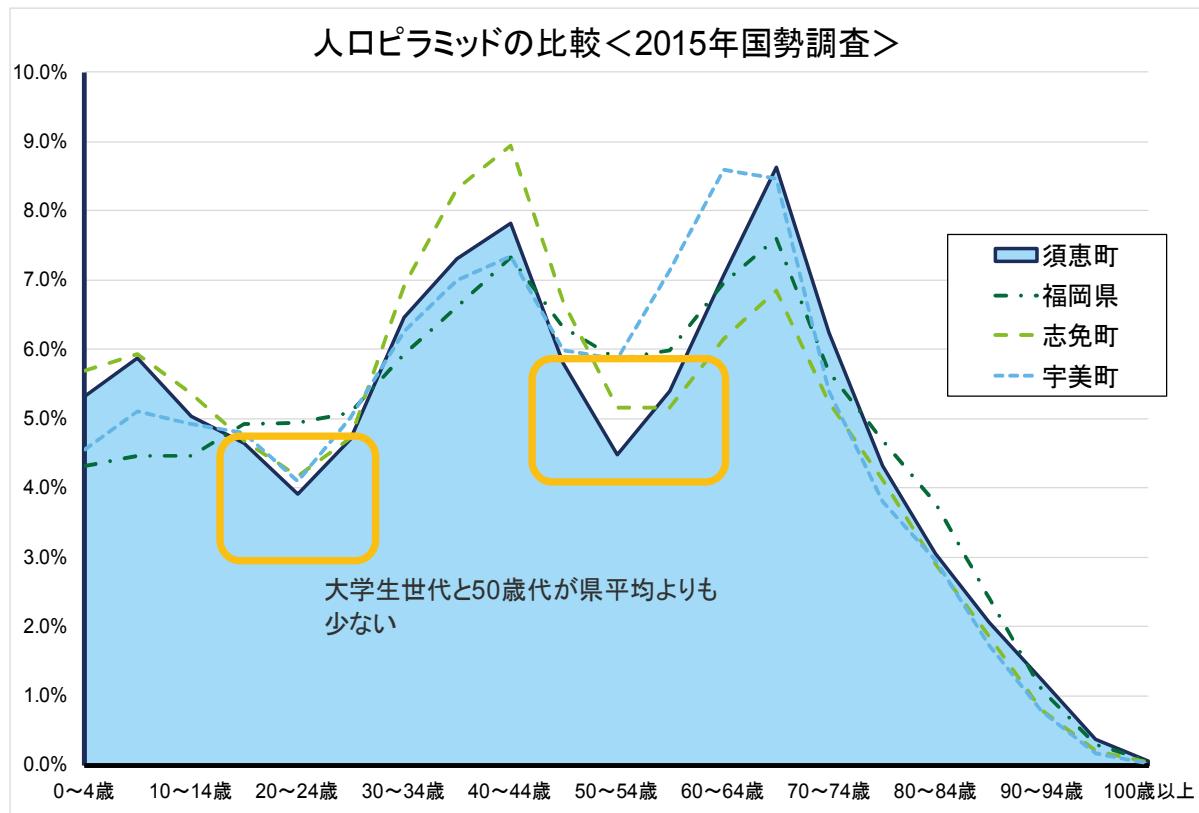
- ◇全国的にめずらしく、今後人口が安定的に推移することが見込まれている
- ◇全体のバランスはとれているが、50歳代及び大学生世代が少なく、小中学生が多い

総人口は、2000年から増加幅が減少していたが、2010年から2015年にかけて、大きく増加し、今後、安定的に2万8,000人程度を維持する見込みとなっている。年齢区分別に見ても、今後ほぼ、安定的に推移することが見込まれる。福岡都市圏を見ても、今後当分の間、人口は増加することが見込まれている。須恵町では、福岡都市圏内からの人口流入が多く、この動きは続く可能性が高い。世代間をみると、50～54歳の世代は、70～74歳のいわゆる団塊の世代よりも、総人口の割合が4%（約1,000人）程度少ない。大学生世代が少ないが、小中学生の世代は県平均よりも多くなっている。現在、地域コミュニティ活動の担い手で多い層は65歳以上の世代であるが、今後は、必然的にそれ以下の世代が中心となり対応することとなる。しかし、その世代は人口ピラミッドで見る谷間の世代であり、マンパワーが不足することが予想されるため、今後の地域コミュニティ活動が困難になる可能性がある。

【対応策】

- 1 人口増の要因が特定されていないことから、転入者が「なぜ須恵町を選択したのか」を調査し、検証する。
- 2 増加する子育て世代への支援策が必要である。（子育て編に別記載）
- 3 大学生世代の現状を食い止めるため、通学圏内の大学への進学率増への対策及び大学卒業後の就業支援等を民間と協働して検証する。
- 4 地域を支える世代の減少に備え、コミュニティ政策の強化等が必要である。





■産業

【総論】

- ◇住民が町外への通勤により 170 億円を得ているが、民間消費は 150 億円町外に流出している
- ◇製造業、運輸業、建設業で稼いでいるが、人材の確保が課題となっている

須恵町の地域経済循環を見ると、町外への通勤により、170 億円の雇用者所得を町外から得ているが、民間消費では、153 億円が町外に流出している。これは、商業（卸売業・小売業）が町内に集積していないことが原因と考えられる。商業の担い手が高齢化し、事業者数が減少すれば、町外への流出がさらに進行する可能性があり、それが事業者数の減少につながる可能性もある。よって、生産性の向上や地域内消費の促進等により、商業の担い手の確保及び経営の改善が求められる。

須恵町の産業別の付加価値額（利益+人件費）を見ると、製造業、運輸業、建設業で全体の約 6 割を稼いでいる。ただし、これらの業種においては、人材の確保が困難になっている。町内の稼ぐ力を維持するためには、人材の安定的な確保が必要である。ただし、大学生世代の町民は少ないことから、U J I ターンの促進や高齢者、女性、障がい者、外国人等も含めた人材の育成・確保が求められる。また、限られた人材で稼ぐ力を維持するために、町内事業所における生産性の維持向上も併せて必要となる。

【対応策】

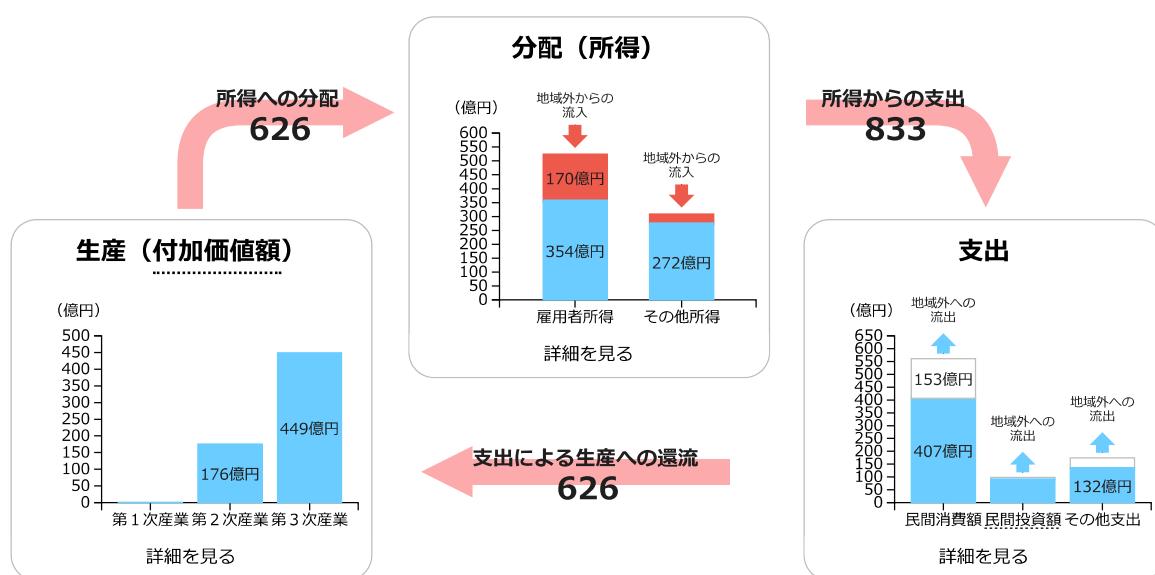
- 1 獲得外貨の「町内循環」を図るために、町内の賑わい創出や小売業集積への支援策等が必要である。
- 2 主要産業に限らず、すべての産業の担い手不足、産業継承者不足が叫ばれており、事業継承に対する対策も必要である。
- 3 企業クラブや商工会との連携を深め、情報共有を密にし、事業イノベーションを加速させる必要がある。

地域経済循環率
75.2%

地域経済循環図

2013年

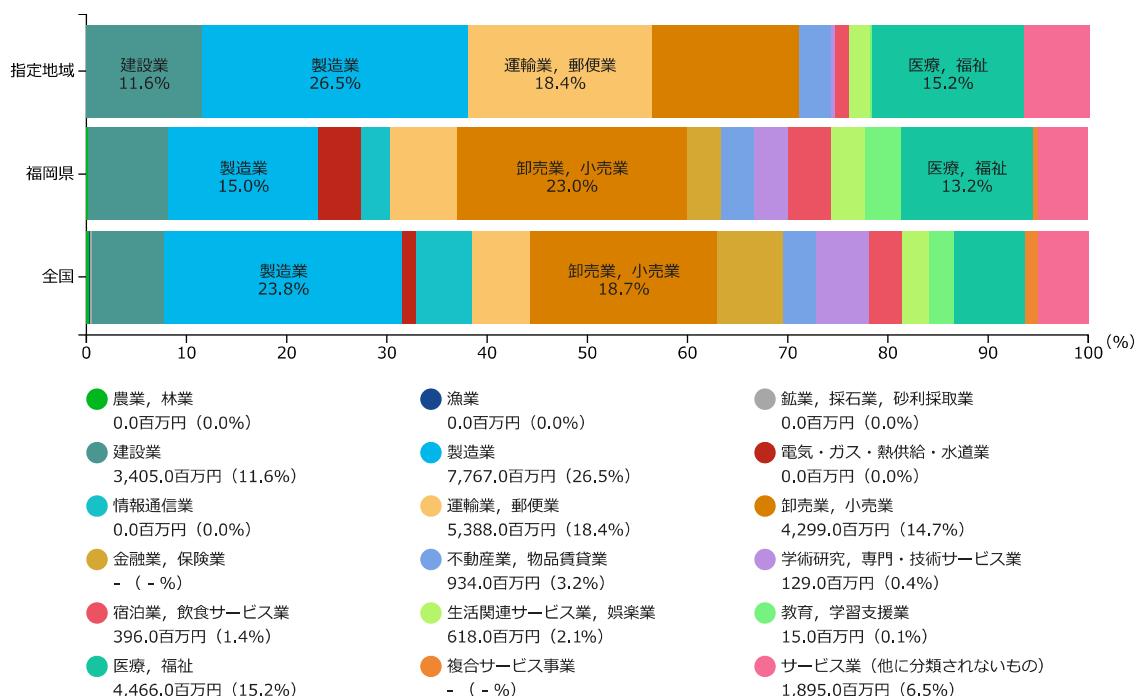
指定地域：福岡県須恵町



※出所：RESAS 地域経済分析システム

付加価値額(企業単位) 2016年

指定地域：福岡県須恵町



■子育て

【総論】

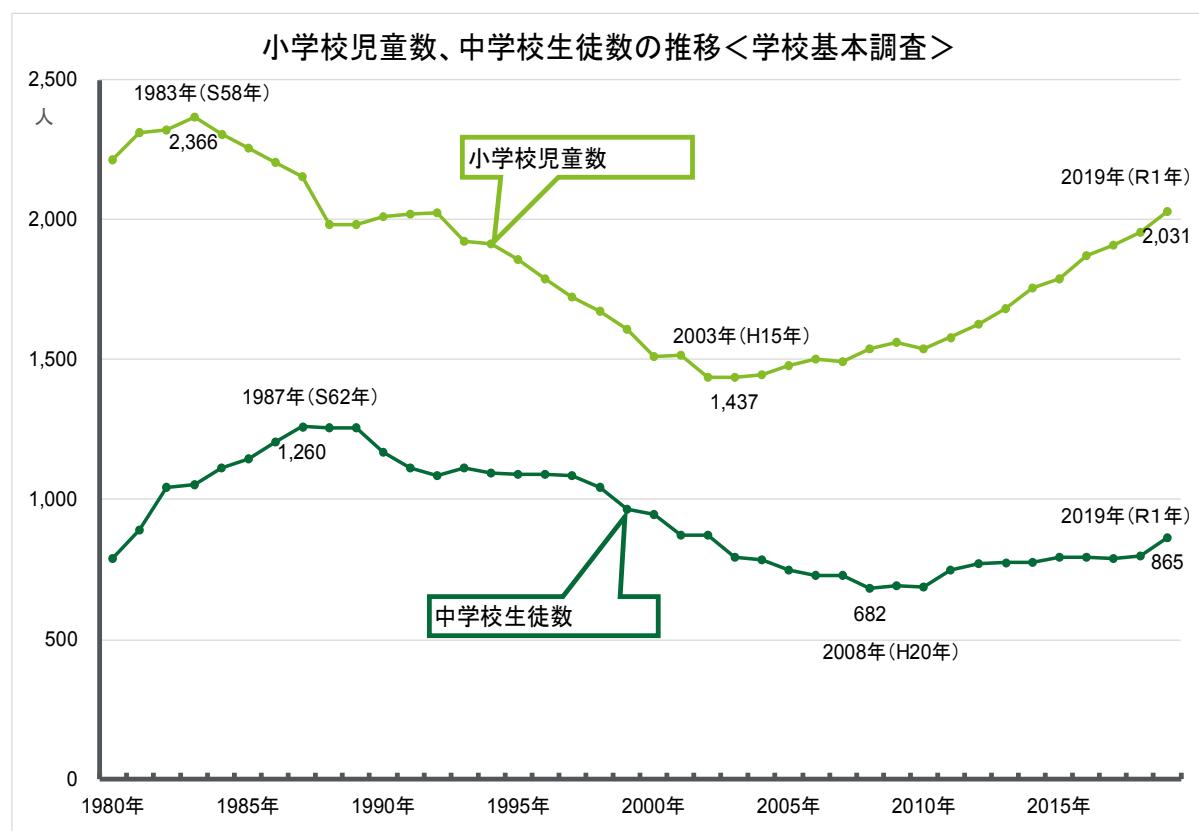
◇近年、児童生徒数、未就学児童数とも増加しており、対応する施設や設備が求められる

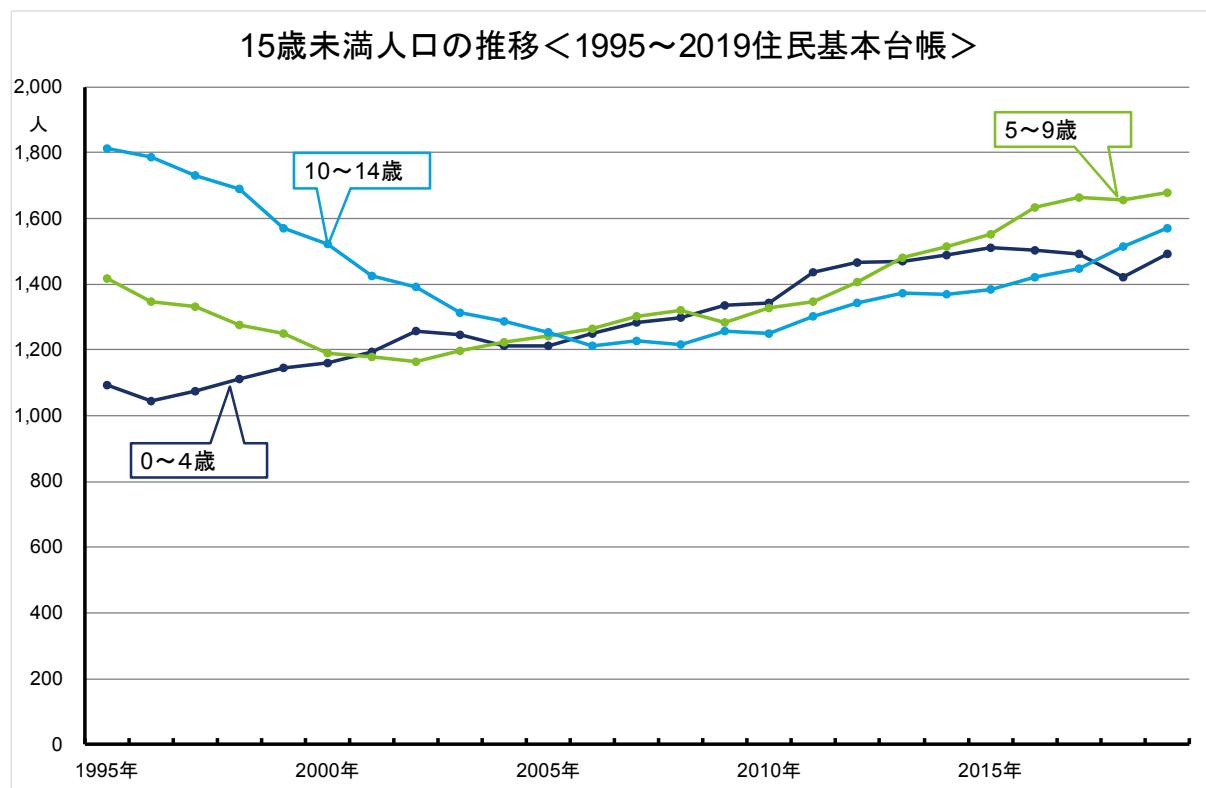
児童生徒数は、約 10 年前までは減少傾向にあったが、その後増加に転じている。未就学児童数が増加していることを考えると、今後、さらに増加することが見込まれる。

糟屋郡内の他町に比べると、一校当たりの児童生徒数はまだ少ないものの、今後、児童生徒数の増加に対し、施設や設備の対応が求められる可能性がある。また、その前に、2019 年 10 月から開始された保育・幼児教育の無償化も踏まえ、保育・幼児教育施設についても対応が求められる。

【対応策】

- 1 児童生徒数の増加に伴う施設・設備整備に伴う財政負担増が見込まれるため、適切かつ適正な事業計画、事業投資が必要である。
- 2 仕事と子育ての両立が求められる社会環境に対応する子育て支援策の充実が必要である。
- 3 児童増への対応と教育の質のバランスを保つため、学校現場の働き方改革の推進を実施する必要がある。
- 4 幼保無償化政策に伴う保育・幼児教育施設の利用者増が見込まれることから、保育士等の待遇面の改善による職員の確保が必要である。





■医療・福祉

【総論】

- ◇65歳以上人口の推移を見ると、この20年間で約2倍に増加している
- ◇一人当たり医療費（国保）は年々増加しており、他町と比較して高い水準にある

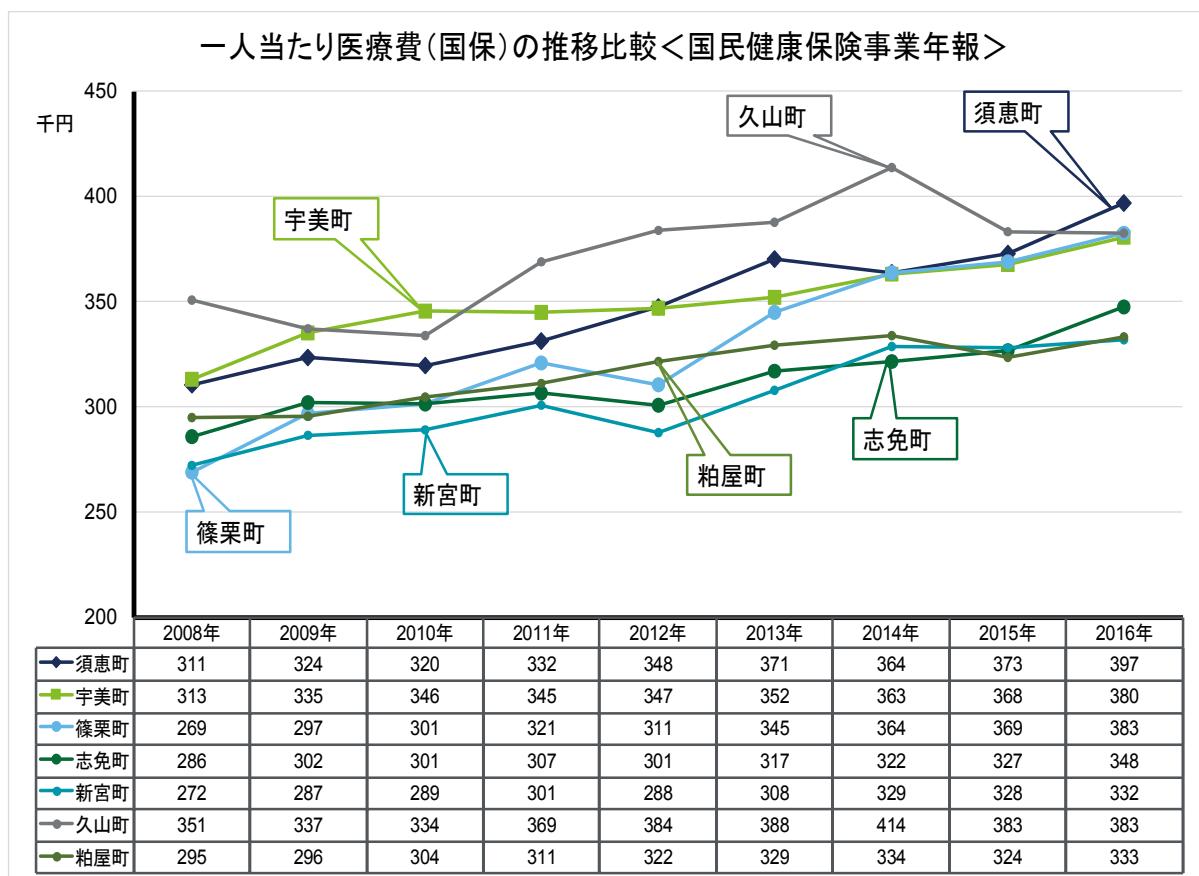
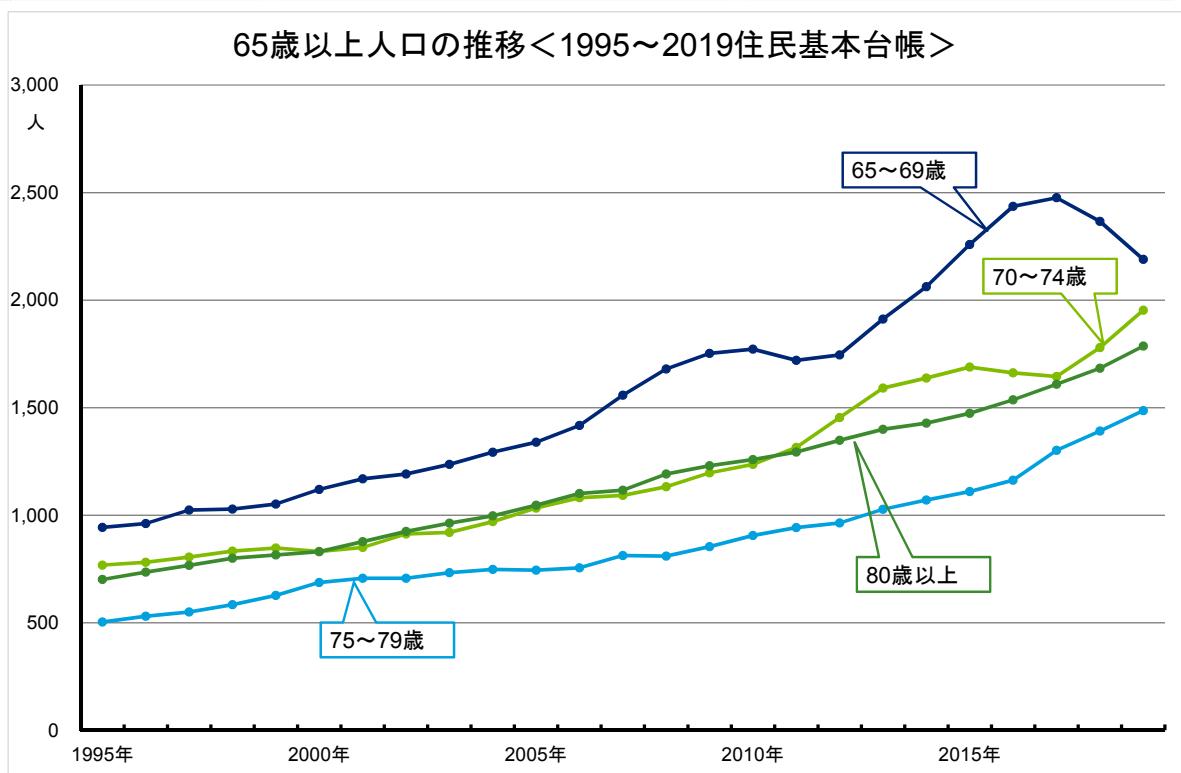
65歳以上人口の推移を見ると、この20年間で約2倍に増加している。しかし、65～69歳人口は、2017年（平成29年）をピークに減少している。一方、70歳以上人口は増加し続けている。65歳以上の高齢者人口及び高齢単身者世帯の割合は糟屋地区7町中2番目に多い。なお、人口当たりの老人保健施設や介護療養型医療施設の定員は、2番目に多い。また、人口当たりの療育手帳所持者数は、7町中最も多い。

国民健康保険における一人当たり医療費は、年々増加している。また、糟屋郡内の他町と比較すると高い水準にあり、高額医療費も同様に高い水準にある。人口当たりの一般診療所数、歯科診療所数、歯科医師数、薬剤師数は、7町中最も少ない。疾病予防である各種がん検診の受診率は平均的であるが、子宮がん及び乳がんに関しては、低くなっている。

国においては、疾病予防や健康づくりを推進するため、努力により交付金を増減する保険者努力支援制度を導入しており、今後強化することとされている。そのため、町にとっては、医療費負担だけでなく交付金の減額につながる可能性があり、財政負担が増加する可能性がある。

【対応策】

- 1 医療費負担の増加を食い止めるため、特定健診受診率向上に効果的な事業展開を行い、疾病予防への対策をより強化する必要がある。
- 2 健康寿命の延伸を目指した健康づくり事業の充実が求められる。
- 3 上記項目も踏まえ、医療費適正化に向けた抜本的な政策展開が必要である。



■都市・生活環境

【総論】

- ◇世帯数は、増加傾向にあるが、持ち家率は低下傾向にあり、借家の割合が増加しているが、一戸建ての割合や持ち家率は、7町中2番目に高い
- ◇年収300万円未満の世帯が多く、将来的な福祉関係経費の増加や税収の減少につながる可能性がある
- ◇ごみリサイクル率は高い傾向にあるが、汚水処理人口普及率は低い

世帯数は、増加傾向にあるが、持ち家率は低下傾向にあり、借家の割合が増加している。しかし、一戸建ての割合や持ち家率は、7町中2番目に高く、太陽熱温水器及び太陽光発電施設の設置割合は最も高い。建築年度別に見ると、1991年（平成3年）～2010年（平成22年）にかけて建築された世帯が全体の約半数であり、新しい耐震基準（1981年）前に建築された世帯は、約2割である。人口や面積当たりの都市公園面積は、7町中最も少なく、都市計画道路の整備率は、7町中2番目に低い。

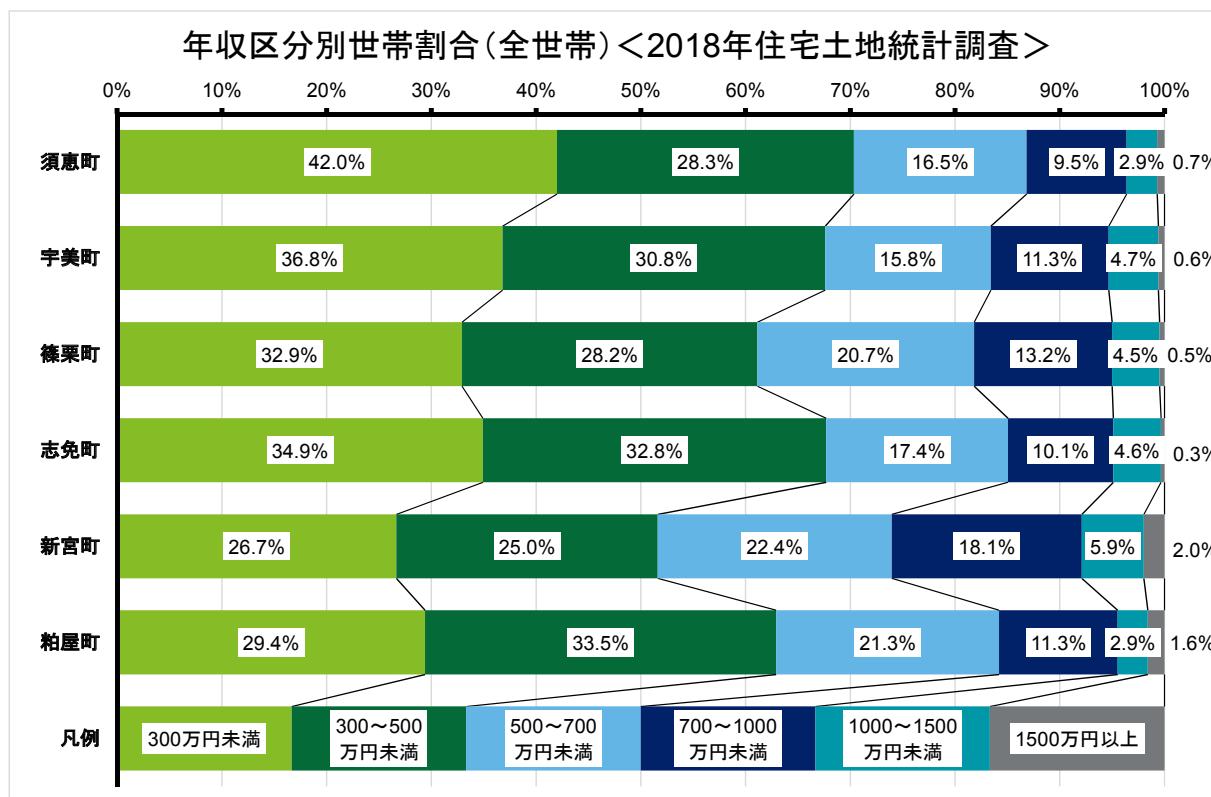
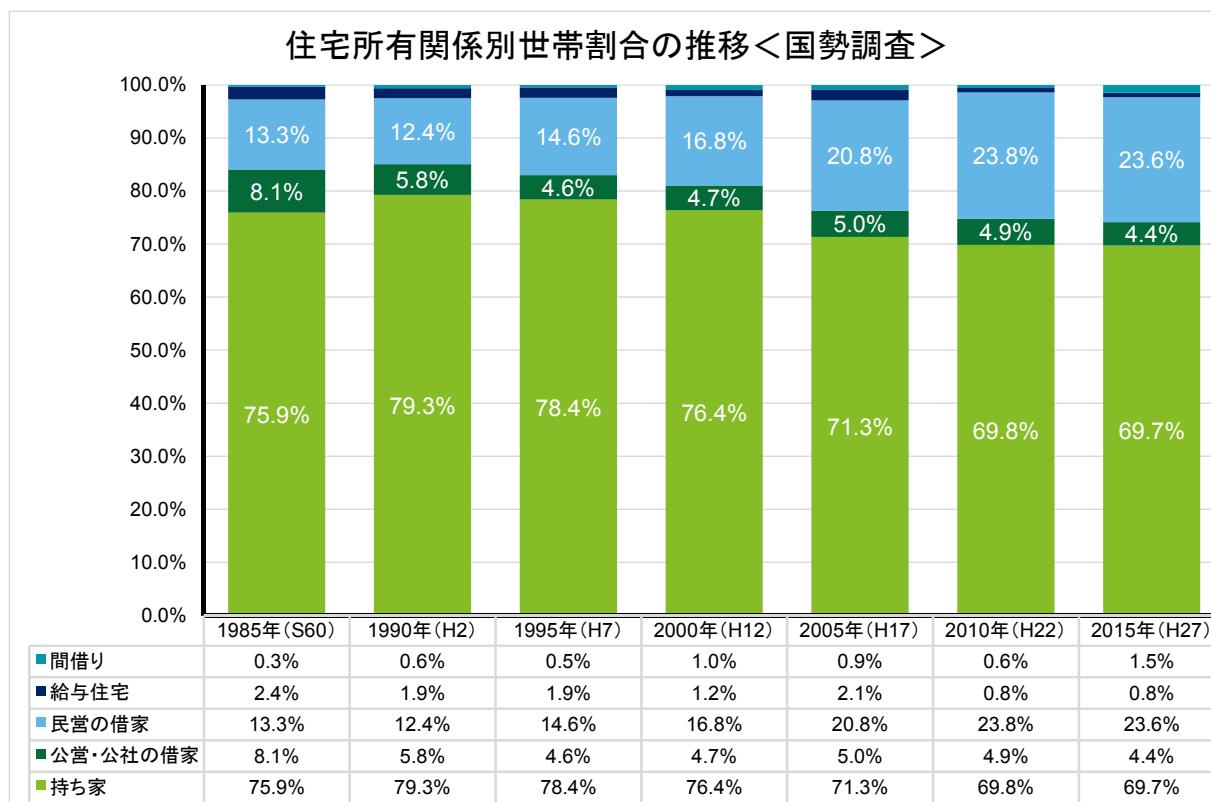
須恵町では、年収300万円未満の世帯が糟屋郡内の他町よりも多い。土地の価格が比較的安く、安価での住宅購入を目的とした転入者が近隣市町から多いことや借家の増加等が原因と考えられるが、将来的な福祉関係経費の増加、税収の減少につながる可能性があることもあり、更なる分析が必要である。

環境事業におけるごみのリサイクル率は、7町中2番目に高く、最終処分量は最も少ない。汚水処理人口普及率は、7町中最も低くなっている。

交通事故の発生件数は、近隣町と比べると少なく、ほぼ横ばいで推移している。建物出火件数は、年により増減はあるが、全体としては減少傾向にある。消防団員は、統計データにおいては充足傾向にあるものの、実態としては団員確保が難しい状況となっている。

【対応策】

- 1 戸建て住宅の増加については、定住促進にとって大きな利点となるが、開発により変化する地域社会の関わりを加味し、開発地周辺の都市施設（道路・公共施設等）の整備等を検証し、必要な都市施設や民間施設等を整備したスマートシティの実現を目指す必要がある。また、福岡都市圏への移動や町内移動に対する交通網を整理し、住民移動への適切な公共交通サービスの提供を目指す。
- 2 安心安全な地域環境の維持を今後も町民と協働で行っていくことが必要である。



□安全安心分野のベンチマーク

下記表は、各指標を糟屋地区 7 町と比較し、順位や偏差値を設置したもの。

No.	分類	指標名	指標算式	単位	データ出所	須恵 町 (A)	順位 (値 の大きいほ うから)	対象 平均値 (B)	偏差 値	(参考)	
										宇美 町	志免町
217	安全 安心	人口一人当たりごみ 排出量	ごみ年間総排出量 /人口総数	kg/人	2017年度一般廃棄物 処理事業実態調査(2017年度)	266.37	4	307.01	45.08	321.80	260.10
218	安全 安心	ごみ処理人口一人当 たりリサイクル資源回 収量	リサイクル資源回 収量/ごみ処理人 口*1,000	kg/人	2017年度一般廃棄物 処理事業実態調査(2017年度)	175.76	2	128.59	56.55	181.28	169.33
219	安全 安心	リサイクル率	資源回収量/ごみ 処理量*100	%	2017年度一般廃棄物 処理事業実態調査(2017年度)	65.45	2	48.15	56.11	67.86	63.24
220	安全 安心	人口一人当たり直接 最終処分量	直接最終処分量/ 人口総数	kg/人	2017年度一般廃棄物 処理事業実態調査(2017年度)	0.00	7	12.92	45.28	3.46	2.30
221	安全 安心	し尿処理人口比率	し尿処理人口/人 口総数 * 100	%	福岡県の下水道 (2018年3月31日現 在)	12.19	1	5.53	69.66	4.99	2.76
222	安全 安心	下水道普及率	下水道利用可能 人口/総人口*100	%	福岡県の下水道 (2018年3月31日現 在)	82.90	6	90.94	40.34	87.40	99.80
223	安全 安心	汚水処理人口普及率	(下水道利用可能 人口+合併処理 浄化槽処理人口)/ 総人口*100	%	福岡県の下水道 (2018年3月31日現 在)	93.18	7	96.95	32.75	97.00	99.88
224	安全 安心	下水道処理区域内水 洗化率	下水道接続人口/ 下水道処理区域 内人口*100	%	福岡県の下水道 (2018年3月31日現 在)	88.20	7	94.74	30.96	93.70	95.90
225	安全 安心	1000世帯当たり火災 発生件数	火災発生件数/世 帯数*1,000	件/千 世帯	2017年福岡県消防 年報(2016年)	0.60	2	0.45	56.51	0.19	0.31
226	安全 安心	1000世帯当たり火災 発生件数(建物)	火災発生件数(う ち建物)/世帯数 *1,000	件/千 世帯	2017年福岡県消防 年報(2016年)	0.43	3	0.34	54.52	0.13	0.20
227	安全 安心	火災一件当たり火災 損害見積額	火災損害見積額/ 火災発生件数	千円/ 件	2017年福岡県消防 年報(2016年)	8,939.57	3	22,997.23	47.24	150.33	1,266.17
228	安全 安心	消防団員定員充足率	消防団加入者数/ 消防団員の定員 *100	%	2017年福岡県消防 年報(2016年)	100.00	1	91.16	61.19	84.26	83.00

※出所：「須恵町カルテ」

基 本ビジョン

- まちづくりの基本理念（考え方）
- 将来像
- 人口推計

■まちづくりの基本理念

本町は、昭和58年12月26日に「須恵町民憲章」を定めました。これは町制施行30周年記念として豊かなゆとりある住みよい住みたくなるまちづくりを目指して五項目にわたる憲章を制定したものです。この憲章は町民のまちづくりの心得として今も親しまれています。

昨今、防災や自治にとって最も大切な住民間のコミュニケーションが希薄化しており、助け合いの精神や人の和の崩壊が危惧されています。劇的に変わりゆく社会情勢の中、須恵町を未来永劫存続させていくためには、地域の自治力を中心とした「須恵町らしさ」あふれるまちづくりを行っていかなければなりません。

「地域の課題は地域で解決する」を基本に、町民・地域・行政・企業など自立し、それぞれの立場や役割を認識するとともに、互いに手を取り、汗をかき、絆を深め、協働し、住み良い須恵町をつくるため、まちづくりの基本理念を「須恵町民憲章」と定めます。

基本理念

「須恵町民憲章」

私たちは雲峰若杉の縁と輝かしい伝統を持つ須恵町民です。

愛する郷土発展のため、誇りをもってこの憲章を守ります。

- 一、自然を愛し、美しい環境をつくります。
- 二、健康の増進につとめ、楽しい家庭をつくります。
- 三、仕事にはげみ、豊かな町をつくります。
- 四、教養を高め文化を育て、明るい町をつくります。
- 五、おたがいに手をとりあい、住みよい町をつくります。



■まちが目指す将来像

将来像は、長期的かつ総合的なまちづくりの指針である総合計画において、まちづくりの方針性や将来の姿を端的・効果的に表現した須恵町の未来の姿です。

本町では第三次総合計画のキヤッチフレーズとして「水と緑と光の町」が登場し、第四次総合計画の将来像としています。また、シンボルマークとして「すこやかスエコロジー」を作成するなど都市イメージとして定着しています。



「水」は靈峰若杉の恵みと豊かな自然とのふれあい



「緑」は町民一人一人の健康



「光」は人々や団体・企業の活力

この3者が共存し、将来を担う子ども達やすべてのひとが夢を持ち、心から「住みたい」「住んでよかった」といえるようなまちを築いていくため、将来像を「水と緑と光の町 すえ」と定めます。

将来像

「水と緑と光の町 すえ」



水と緑と光をシンプルなキャラクターで表現。

ブルーは自然とのふれあいを、

グリーンは健康を、

イエローは活力を表現しています。

■ 人口推計 （須恵町人口ビジョンより）

「社人研」準拠推計によると、令和22年（2040年）の須恵町の人口は24,500人程度となり、平成27年（2015年）から約1,500人の減となっているが、現状は人口微増が続いている。

よって、本町の人口展望として、以下の2つの視点を考慮し、独自の推計を実施した。

（1）自然増（出生率の設定）

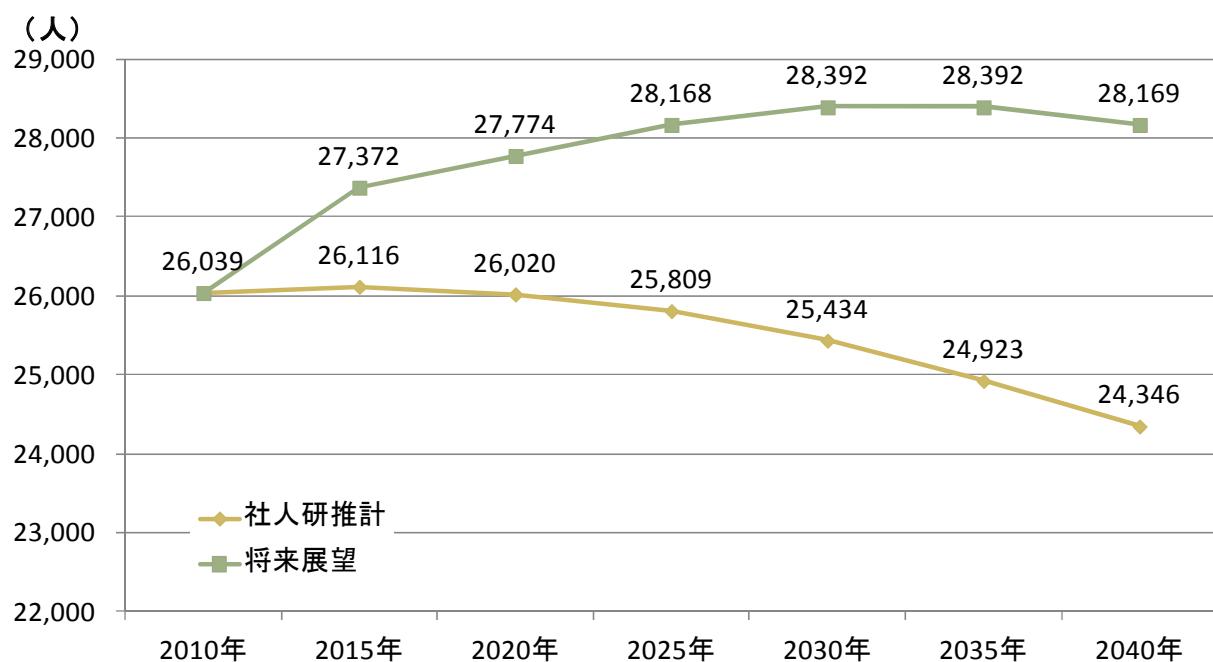
結婚や子育て支援の充実によって、現在の合計特殊出生率を1.63 から将来的に1.80まで上昇させ、以降も1.80を維持するものとする。

（2）社会増（転入者の設定）

教育環境の充実や、魅力ある生活環境を形成することで、毎年100人程度の社会増を継続させることを目指す。

宅地利用可能な未利用地と宅地開発の推移から算出した推計値では、令和22年（2040年）まで住宅供給等を行うことが可能であることが読み取れた。結果、令和22年（2040年）まで28,000人を維持できる予測となった。よって、上記2点を考慮しながら行政運営を行い、「令和22年（2040年）に人口28,000人を維持する」ことを目標値とする。

2040年 将来人口展望 28,000人



※将来人口は年齢区分別の人口を用いたコーホート要因法を基に算出しているため、平成22年国勢調査に基づく人口は、年齢不詳数（5人）を除く26,039人を用いている。

基本ビジョン資料

基本ビジョンを実現するため、まちづくりに必要な政策を 11 の大綱に分類し、事業の展開を行います。（「大綱一覧」参照）また、大綱に紐づく政策についても「大綱・政策一覧」に明示しています。

■大綱一覧表

	大綱	説明
1	福岡県内で「光る」町になる	須恵町が持続可能な都市であり続けるには、町民が住んでいることに“喜びと誇り”を感じるとともに、“愛着とこだわり”を持って、「このまちに住み続けたい」「このまちをもっと知ってほしい」と思うことが大切です。また、町外からの活力を取り込むために、「このまちを訪れたい」「このまちで働きたい」「このまちに住んでみたい」と思われる必要です。町の内外から「須恵町」が“選ばれるまち”となるため、町民や関係機関、行政が協働してプロモーションを推進します。
2	活力ある産業基盤の形成	産業はまちの活力の源のひとつです。農業、商業、工業、観光などの連携した振興により、地域産業の活性化を図ります。
3	教育立町 須恵 ～社会総がかりで教育を推進～	先行き不透明なこれから時代、どのように社会や産業が変化しても、「ひとづくり」の基本は、先人の知恵に学んだり体験を積み重ねたりして培われた「心の教育」にあります。その心が育まれる過程を通して子どもたちは試行錯誤を重ねていき、「ひと」としての在り方や社会とのかかわり方について学んだり、悩んだりしながら、よりよい見方や考え方を身につけていくものと考えます。そこで、心の教育を須恵町教育の根幹とし、4つの教育方針から社会総がかりで教育を推進し、職業的・社会的に自立した「ひとづくり」を目指します。
4	子どもと家族の笑顔輝く未来へつなぐまちづくり	子ども・子育て支援は、子どもの幸せを第一に考え、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、子どもの成長や子育てを支えることで、子どもと家族に笑顔が輝き、未来につながるまちづくりを進めます。
5	生きがいが持てる社会づくりの推進	高齢者や障がい者など町民の誰もが地域で住み続けることができるよう支援体制の充実を図り、安心して暮らせる環境づくりに取組みます。 誰もがいきいき暮らすことのできる須恵町にするため、住民それぞれが自身の健康について考え、健康づくりに積極的に取組みます。
6	健康づくりを支えるための環境づくりの推進	いつまでも、いきいきと暮らることは誰しもの願いであり、そのためには町民一人ひとりが主体的に健康づくりを進めてかなければなりません。また、少子高齢化が進行し、生活習慣病による疾病が増加している状況を踏まえ、今後もより一層健康増進のための事業に取り組む必要があります。このような本町の状況等を踏まえ、健康づくりの基本理念を『ともにつくる誰もがいきいきと健康で暮らせるまち』とし町民の健康づくりを支えるための環境づくりを推進します。

7	計画的な都市形成	緑豊かな環境の維持に向け、自然環境への配慮を基本に快適な生活環境の形成を図るため、山の緑からなる"自然保全エリア"と、ゆとりある移住環境が確保された"共生エリア"、都市の発展に向け周辺都市との調和を図りつつ積極的なまちづくりを展開する"調和エリア"を定め、それぞれのエリアを連携させる人・物・文化の交流軸を骨格とした都市構造の形成を図ります。また、住みよい都市づくりにともなう設備整備についても計画的に推進します。
8	安心安全な地域の形成	地域の安全は地域で守るため、防災対策の充実や防犯活動の推進など、町民や団体と行政が協働し、安全に生活できるまちづくりを進めます。また、生活環境はすべての環境の基礎であり、まちづくりなど他の施策とも関係するとともに、環境への負荷は市民・事業者などあらゆる主体の活動に起因しています。このため、ゼロからプラスの環境に向けて、施策間・主体間の連携による取組を新たに推進していきます。
9	地域とともに歩む行政づくり	従来の地域自治や行政サービスが届かない地域課題を解決していくため、行政・地域・企業などが協働し、地域サービスを供給する「新たな公共づくり」の構築に取組みます。
10	未来を見据えた計画性のある行政運営	自立した行政運営が求められる現在に対応するため、職員のさらなる資質の向上に努めるとともに、執行体制の連携強化を図ります。また、限られた財源の中での効率的な行財政運営を図るため行財政改革をすすめるとともに、効率的な行政サービスの提供や近隣市町との連携に取組みます。
11	法令に基づく行政事務の適正な運営	地方分権により、地方自治体の裁量が拡大されていく中、国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるものについても、法律・政令に基づき適正な事務処理に努めます。

■大綱・政策一覧

大綱		政策	
1	福岡県内で「光る」町になる	101	移住定住の促進
		102	シティプロモーション
		103	適正な行政・地域情報の伝達
2	活力ある産業基盤の形成	201	産業活性化の推進
		202	農林業活性化の推進
		203	観光事業の活性化
3	教育立町須恵 ～社会総がかりで教育を推進～	301	0歳から15歳までをつなぐ一貫した教育の推進
		302	心の教育を推進し、感動・感謝・共感できる豊かな感性を持った「ひと」を育てる
		303	生涯教育の充実
4	子どもと家族の笑顔輝く未来へつなぐまちづくり	401	子どもの健やかな成長を支える環境をつくる
		402	子育て家庭にやさしいまちづくり
		403	子ども・子育てを支える地域づくり
5	生きがいが持てる社会づくりの推進	501	支えあいの地域づくり
		502	いきいきと暮らせるための支援体制構築
		503	高齢者福祉の充実
		504	障害者福祉の充実
6	健康づくりを支えるための環境づくりの推進	601	健康づくりの推進
		602	医療費の適正化
7	計画的な都市形成	701	生活を豊かにする生活空間づくり
		702	安全で円滑な地域交通環境の充実
		703	安全な水道水の安定供給
		704	適正な下水処理
8	安心安全な地域の形成	801	消防、防災、危機管理体制対策の充実
		802	防犯、消費者保護の推進
		803	生活環境の整備推進
9	地域とともに歩む行政づくり	901	協働によるまちづくりの推進
10	未来を見据えた計画性のある行政運営	1001	行政経営改革の推進
		1002	安定的な財政運営の推進
		1003	公有財産の適正な管理・運用
		1004	広域的な行政運営の推進
		1005	I Tを活用したまちづくりの推進
		1006	適正かつ効率的な統計事務の推進
		1007	適正かつ公平な税務事務の執行
11	法令に基づく行政事務の適正な運営	1101	法令に基づく行政事務の適正な運用
		1102	契約の透明性・公平性の確保
		1103	行政情報の適正な管理
		1104	公正な選挙事務の推進
		1105	円滑な議会運営支援
		1106	適正な公金管理
		1107	適正な監査執行

参考資料

- 須恵町総合計画策定条例
- 総合計画審議会委員名簿・策定経過
- 第六次須恵町総合計画 諒問書・答申書

■須恵町総合計画策定条例

(目的)

第1条 この条例は、総合計画の策定に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な町政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画は、本町の将来像及び目標を定める指針とし、「基本構想」「実施計画」の二層構造とする。

(2) 基本構想は、長期的視点に基づき、将来にわたって魅力ある持続可能なまちづくりを進めるための基本ビジョンとそれを達成するための分野別政策を明記したものとする。

(3) 実施計画は、分野別政策を実行するための具体的な事業計画とし、進捗状況の積み上げにより政策管理ができるものとする。

(総合計画の策定)

第3条 町長は、本町における総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

2 町長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ第4条第1項に規定する須恵町総合計画審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

3 町長は、総合計画中、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。ただし、基本構想の軽微な変更については、その限りではない。

4 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(審議会)

第4条 総合計画に関する事項について審議するため、審議会を置く。

2 審議会は、町長が委嘱する委員14人をもって組織する。委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 町議会議員 4人

(2) 町教育委員会の委員 1人

(3) 町農業委員会の委員 1人

(4) 町内の公共的団体の役員又は職員 2人

(5) 町の職員 2人

(6) 住民代表 2人

(7) 学識経験を有する者 2人

3 委員の任期は、第3条2項に規定する諮問にかかる事務が終了したときは、解任されるものとする。

4 審議会に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長がかけたるときは、その職務を代理する。

7 審議会の会議は、会長が招集するものとし、会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

8 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

9 審議会の庶務は、まちづくり課において処理する。

10 前9項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(総合計画に即した町政の運営)

第5条 町長は、総合計画に即した総合的かつ計画的な町政の運営を図らなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(須恵町総合計画審議会条例の廃止)

2 須恵町総合計画審議会条例(昭和45年須恵町条例第8号)は、廃止する。

■総合計画審議会委員名簿

役 職	構成根拠	氏 名	選出母体・役職
会 長	学識経験者	三角 良人	都市計画審議会 会長
副会長	町議会議長	松山 力弥	町議会
	町議会議員	稻永 辰己	町議会
	町議会議員	世利 孝志	町議会
	町議会議員	猪谷 繁幸	町議会
	町教育委員	秦 道隆	教育長職務代理
	町農業委員	今泉 國次	須恵町農業委員会 会長
	公的団体役員	荻 雅晴	須恵町商工会 会長
	公的団体役員	斎藤 義彦	西日本シティ銀行須恵支店長
	住民代表	中嶋 三記夫	区長会
	住民代表	山下 功	区長会
	学識経験者	田子 巧	校区コミュニティ推進会議 会長
	町 職 員	稻永 修司	副町長
	町 職 員	平山 幸治	担当課長

■総合計画審議会策定経過

日時	会議名	内容
令和元年7月5日	総合計画策定委員会	第六次須恵町総合計画 基本構想(案) 基本ビジョンについて
令和元年8月6日	次期総合計画検討会議	政策データベース作成に係る説明会
令和元年8月7日	次期総合計画検討会議	政策データベース作成に係る説明会
令和元年8月8日	次期総合計画検討会議	政策データベース作成に係る説明会
令和元年11月5日	総合計画審議会	辞令交付・正副会長選出 次期総合計画策定方針説明
令和元年11月14日	総合計画策定委員会	総合計画審議会内容報告 大綱、政策、事業内容の確認
令和元年11月14日	諮問	須恵町長より総合計画審議会へ諮問
令和元年12月19日	総合計画審議会	次期総合計画（案）について
令和2年1月22日	総合計画審議会	次期総合計画（案）について
令和2年2月3日	総合計画審議会	次期総合計画（案）について
令和2年2月4日	総合計画策定委員会	総合計画審議会内容報告
令和2年2月21日	総合計画策定委員会	次期総合計画（案）について
令和2年2月25日	答申	総合計画審議会より町長へ答申

■総合計画諮問書

1 須ま発第 011029-059 号

令和 1 年 11 月 5 日

須恵町総合計画審議会

会長 三角 良人 殿

須恵町長 平松 秀一

次期須恵町総合計画について（諮問）

須恵町総合計画策定条例（令和元年 6 月 7 日条例第 17 号）第 3 条第 2 項の規定により、下記事項について諮問いたします。

記

次期須恵町総合計画案について

■総合計画答申書

令和2年2月25日

須恵町長 平松 秀一 殿

須恵町総合計画審議会
会長 三角 良人

第六次須恵町総合計画について（答申）（案）

令和1年11月5日付1須ま発第011029-059号をもって諮問された第六次須恵町総合計画について、本審議会において慎重かつ十分な審議をした結果、概ねその内容を妥当なものと認めたので、ここに答申いたします。

なお、本総合計画の推進にあたっては、住民ニーズに即した施策の推進により、まちの将来像「水と緑と光の町 すえ」の実現に努められることを要望します。

須恵町総合計画審議会における主要意見（案）

1. 総括意見

本格的な人口減少社会を迎える中、将来にわたって安心して暮らせるまちづくりを進めていくためには、町民や事業者、行政など、多様な主体が一体となって、当計画に基づく諸施策を的確に推進することが大切であり、次に掲げる意見に十分留意されたい。

また、活力と魅力あふれる須恵町を創造していくためには、既存の手法に捉われることなく、町民ニーズを的確に把握した質の高い行政サービスの提供に努められたい。

なお、「まちづくりの指標」として設定した各施策におけるKPI(重要業績指標)の分析・検証はもとより、当計画に基づく事務事業評価や各個別計画の進捗管理を確実に行うことにより、効果的・効率的に施策を展開し、町民満足度の向上を図られたい。

2. 分野別意見

【人口減少社会への対応】

- ・少子高齢化社会の課題である買物難民に対する対策は、小売店舗等の誘致により改善されているが、食事処まではできていない。高齢化における食の提供場所についても考慮されたい。
- ・現状、他市町より土地が安価であるため人口は増えているが、実行力があるような長期計画がなければ、いずれ人口は減少するであろう。よって、生活するにあたり、魅力ある、永住したいと思えるような町にするため、長期的な計画を立案していただきたい。

【農業】

- ・耕作放棄地が増加している中、新規就農者が誕生していることを鑑み、若者の農業参画機会の促進や多様な担い手の育成等、町として支援強化を図っていただきたい。

【産業】

- ・産業振興のため、先を見据えた新しい事業展開が必要である。よって、行政は各課一体となり取り組んでいただきたい。

【観光】

- ・観光となりえる資源が少ない本町においては、皿山公園や岳城山などの緑地や水資源を活かす工夫が必要である。そのために、民間等の知恵を活用するなど、視点を変えた取組を検討していただきたい。

【子育て支援】

- ・須恵町で子育てをしたいと思われるよう、子育て環境の充実、とりわけ待機児童の解消に向けて、施設整備だけでなく、保育士等の人材の育成・確保に努められたい。

【医療・福祉】

- ・自主防災組織の活動など、各行政区が行う事業も地域連携の柱であることから、行政と地域が協働する事業の推進に努められたい。

【都市・生活環境】

- ・町内交通量の増加が顕著な現状を鑑み、九州自動車道カルバートの拡張等の検証や住宅密集地における狭い道路の解消など、生活環境の改善に努められたい。
- ・民間の住宅開発については、都市計画法に基づく用途地域の見直し等を慎重に検討するなど、良好な住宅地の形成を目指すとともに、持続可能な地域づくりに努められたい。
- ・空き家等の適正な管理を促進するとともに、地域住民による幅広い参画を得ながら、有効な活用策について検討されたい。
- ・下水道普及事業について、当初の完了時期から大きく遅延している。財政的な課題があるものの、早期完了を望む地域要望もあることから、早期完成に努められたい。
- ・人口減少・超高齢社会が進行する中、生活の基盤である公共交通網の充実に努められたい。

第六次須恵町総合計画 基本構想

－ 令和 2 年 3 月 －

須恵町

〒811-2193

福岡県糟屋郡須恵町大字須恵 771 番地

TEL (092) 932-1151

FAX (092) 933-6579